

## 専門療育機関の設置

### 事業概要

自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な発達支援、保護者研修等の親支援を実施。

### 【 事業内容 】

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 対象者  | 3歳児（年少児）から小学3年生までの大阪市内に在住の児童で、医療機関で、医師から広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）であると診断を受けた児童及びその保護者  |
| 2. 内容   | <p>①児童の療育<br/>特性を踏まえた指導方法を用いて、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別療育を、原則として2週間に1回実施</p> <p>②保護者の研修<br/>児童についての理解を深めるため、特性や支援についての研修を原則として月1回実施</p> |
| 3. 実施期間 | <p>1年間 [専門療育20回・保護者研修10回]</p> <p>25年度対応</p> <p>上半期療育開始（2機関） 療育15回・保護者研修8回</p> <p>下半期療育開始（1機関） 療育10回・保護者研修5回</p>                                 |
| 4. 利用料金 | <p>療育1回あたり1000円～1200円程度</p> <p>児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスとして提供</p>   |